平成24年10月15日発行第430号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

10
2012

No.430

表紙写真：ふれあい館 温水プール（下野市）

Index

1 繋ぐ心
2 暴力団等排除対策委員会開催
3 不当要求防止責任者講習に参加
4 農地法の手続きについての研修会開催
5 わがまち自慢　ー下野市ー
6 おじゃましま～す！
7 支局かわら版（栃木）
8 支局情報（宇都宮・栃木・小山・那須）
10 栃木県行政書士会カレンダー（11月）
11 日行連だより・正副会長の動き
12 業務連絡
14 日行連知的財産講座を受講
15 ゴルフコンペ報告・最低賃金のお知らせ
16 交差点・木もれび
17 研修会のお知らせ
20 会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

繋　ぐ　心

広報部副部長　前澤　眞一

行政書士事務所を開業して３０年余。これまで、いろいろな人に教え導かれ様々なことを学ばせて頂きました。その中で、過去に恩師から頂いた、人生の指針としている言葉があります。それは「守・破・離」という言葉です。この言葉は、武道において道を究める過程を表す言葉であり、私の人生訓でもあります。

一般的に、「守」は、師についてその流儀を習い、その流儀を守って励むこと。「破」は、師の流儀を極めた後に他流をも研究すること。「離」は、自己の研究を集大成し、独自の境地を拓いて一流を編み出すこととして説明されます。

【参照】武道論十五講

武道における修行が、人生に深く関わっている以上、その修行には限りがない。即ち限りなき修行に没入することを最終的には求めている言葉であります。

現代において武士は居りませんが、私どもの業務も同様なものがある様に思えてなりません。

個人差はありますが、資格を取ってすぐに仕事ができる人は殆どいないと思います。試験の勉強と業務は直接的関連はないため、実際に業務を行うにあたって戸惑う人も多い事でしょう。

そのため、開業当初は、総会等のチャンスを生かし諸先輩方とのパイプを作り、「業務について話を聞かせて貰う。」ことが必要となるのではないでしょうか。そして、日々請け負った業務を真摯に、ひた向きに遂行していく。愚直と言われようが、そのような姿勢が大切で「守」の段階だと考えます。

徐々に仕事を覚えていくと、そのレベルに見合った仕事が入ってくるものです。行政書士の業務は、基本的にオーダーメイドです。新しい業務と対峙した時には、また新たな知識を身に着け、対応していかなければなりません。そのため、業務を請け負う度「また、最初からか・・・」という焦燥感に駆られる時もあるかもしれません。

しかし、それまで培ったものは決して無駄ではなく、それらの経験を通して、初めての業務でもすぐに対応できる応用力が身についていると思います。それが「破」の段階だと思います。

日常の業務もこなし、応用力も身に着けると、会の業務や、社会的な貢献が必要となることが多々あります。自分の事以上に他の為、会の為に行動していくこと。社会全体に貢献していくことが「離」の段階ではないでしょうか。

方丈記に「行く河の流れは絶えずして、しかも、もとの水にあらず。・・・」とある様に、３０年余業務に携わっていても、業務とは「斯様なものなのだな!!」と絶えず新たな問題に直面する事が楽しみになっております。前述の通り、初めて依頼を受けるものはいつまでたっても「守」で「新人当時」と同じ状況を見る事ができるからです。

しかしながら、私たち現役員にも、これまで培ったノウハウ等が多々あります。それらを、今後後輩たちに伝えることが、これからの行政書士全体のレベルアップに繋がり、ひいては会の発展の一助になることを信じております。

第一回暴力団等排除対策委員会開催

平成２３年４月に栃木県暴力団排除条例が施行されるなど全国で暴力団排除の気運が高まる中、栃木県行政書士会でも栃木県警察本部及び栃木県暴力追放県民センターと連携し、暴力団等排除対策委員会を設置、９月４日（火）に始めての委員会を開催した。

これは４月の理事会で制定した暴力団等排除対策委員会規則に伴うもので、暴力団による不当な要求を排除することを目的としている。

委員会は須永会長の挨拶の後、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課課長　池澤文雄様並びに公益財団法人栃木県暴力追放県民センター専務理事　小室正敏様に相談役を委嘱した。来賓のご挨拶を、池澤文雄様と暴追センター次長　菊池友二様から頂いた。

続いて、委員の知識を深めるため「暴力団の現状について」というタイトルで、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課課長補佐　三森義功様から講話を頂いた。県内の暴力団の組織実態や、不当要求についてお話しを伺った。また、暴力団排除につながる情報・連絡を相互に行っていきたいとのことであった。

その後、協議事項である委員会体制と今後の事業について検討をした。

毛塚勝行委員長から、不当要求防止責任者講習参加の呼びかけと、不当要求や不当介入に関する相談や報告があった時は速やかに委員会に連絡することを確認して、委員会は終了した。

（暴対委員会代表委員　岸　清美）

暴力団等排除対策委員会　顧問委嘱

９月４日の委員会で協議した委員会体制の中で、顧問については栃木県警ＯＢで不当要求や不当介入への対応について詳しい大鹿幸雄会員、小瀬澤敏会員の２名に依頼することとし、９月２５日に会長から両名に委嘱状を交付しました。

これで委員会組織は以下の通りとなります。

（暴対委員会委員長　毛塚勝行）

暴力団等排除対策委員会

～組織体制～

相談役
県警組織犯罪対策第一課
課長　池澤文雄　様
県暴力追放県民センター
専務理事　小室正敏　様

顧　問
大鹿幸雄
小瀬澤敏

会　長
須永　威

副会長
青木勇夫

委員長
毛塚勝行

副委員長
鈴木康夫
田代昌宏

代表委員
押野　佑
田渕　徹
岸　清美

委　員
手塚理恵
小林幸雄
齋藤　裕
一戸養子
井上尉央
各支部代表者 10 名

支部委員会
宇都宮
足利
佐野
栃木
小山
芳賀
塩那
那須
日光
鹿沼

不当要求防止責任者講習に参加

９月２５日に宇都宮市で開催された不当要求防止責任者講習に、暴力団等排除対策委員会のメンバーを含む会員５９名が参加しました。

この講習は行政書士だけでなく、事業所（会社、店舗、事務所など）で届け出た不当要求防止責任者に対して開催されるものです。

参加すると、ビデオや講義で不当要求に対する対処法などの知識を身に付けられる上に、受講修了証や責任者選任事業所ステッカーという”事務所のお守り”を手に入れることができます。

講習への参加は、暴力団等排除対策委員会規則の活動のひとつで、不当要求被害の防止に必要な知識・技能の習得を目的として、今後も受講修了者の増加を図っていきますので、今回参加されなかった方にも今後参加していただければと思います。

最後に、翌日の下野新聞に委員会の設置とともに受講の様子が写真入りで掲載されたことを併せて報告致します。

（暴対委員会委員長　毛塚勝行）

暴力団排除委を設置

県行政書士会、講習初参加

暴力団などからの不当要求に屈することなく職務を全うしようと、県行政書士会（須永威会長）は25日までに暴力団等排除対策委員会を設置。同委員会のメンバーら会員約60人が同日、県暴力追放県民センターが宇都宮市内で開催した不当要求防止責任者講習に初めて参加し、不当要求への対処法などを学んだ。

委員長には県行政書士会総務部長の毛塚勝行氏が就任。相談役は県警組織犯罪対策1課の池澤文雄課長と同センターの小室正敏専務理事が務める。

県行政書士会は講習会などを通じて県警や同センターと情報交換し、不当要求に伴う会員の被害を防ぐ。

須永会長は「行政への許認可申請書類を作成する際に暴力団からの依頼があるかもしれない。暴力団の利益に関与しないように今後も研修を重ねたい」と話している。

県行政書士会会員が初めて参加した不当要求防止責任者講習＝25日午後、宇都宮市野沢町、パルティとちぎ男女共同参画センター

9/26付　下野新聞

～暴力団等排除対策委員会から会員の皆様へ（お願い）～

１．反社会的勢力から不当要求、不当介入を受けたら（または顧客から相談されたら）委員会にご連絡ください。

２．事業所（事務所）で責任者を選任し、不当要求防止責任者講習を受講してください。

受講までの流れ

①事業所（事務所）で責任者を決めたら、「責任者選任届出書」を管轄する警察署の組織犯罪対策係に提出（または栃木県公式ホームページからの電子申請）をします。

②１年以内に講習の案内が往復葉書で届きますので、出席の返信をして、講習に参加して下さい。

《講習に関してご不明な点は、暴追センターホームページ　http://boutsui-tochigi.or.jp/》

農地法に関する手続きについての研修会

平成２４年９月２０日午後１時３０分より、行政書士会館において業務第２グループ所管の農地法の研修会が行われました。

農地法は平成２１年１２月に大きな改正があったにもかかわらず、今まで研修が行われなかったと記憶しています。これは主に土地関係の県庁各課との連絡協議会が途絶えていたこと、その原因として行政書士会の組織構成上の問題もあり、本年度は業務部をグループ分けし県との連絡協議会を復活、研修会も積極的に行っていくことになった次第であります。土地関係を所管する業務第２グループとしては今後も続々と研修会及び連絡協議会を計画しておりますので御期待下さい。

さて研修会は県農務部農政課農地調整班班長五十嵐一彦様、係長　髙橋敏明様に講師になっていただき参加者は３０名と盛況でした。

業務第２グループリーダー山本譲の司会により業務部長鈴木康夫のあいさつがあり、まず五十嵐様に平成２１年農地法改正の主旨について大局的視野よりの説明がありました。次に高橋係長より農地法改正後の具体的指針の解説を御説明いただきました。

農地法改正については、平成２０年当時主要穀物価格が種々の事情により大幅に高騰、国際サミットにおいても主要議題になったこと。これをきっかけに経団連、商工会議所、農業会議所などによる農地制度に関する各種要望が相次いだこと。また諸外国による輸出規制、輸入食料品の安全性への不安などによる食糧自給率の向上圧力などもあり、これらの背景により政府においては平成２１年１２月の農地法の大改正を行ったものであります。

主な改正内容として農振法においては農用地区域からの「除外の厳格化」。農地法においては他の法改正ではあまり例を見ない目的の変更ともいえる踏み込みがあったこと。例をあげると「農地が国民の為の限られた資源であること」「農地転用の規制強化」「農地を効率的に利用する耕作者による農地取得の促進」「国民への食糧の安全供給の確保」であります。具体的には学校、病院、庁舎が許可対象となり、県の許可したものの国による「実態調査、勧告、是正要求」、転用許可基準の「厳格化」、農地を利用する者の確保拡大、農地の面的累積の促進等がなされたことであります。

どうも最近農地転用の条件が厳しくなったように感じる方も多いと思いますが、この理由が研修参加者は納得がいったことと思います。やはり法により我々は仕事を行っているわけで、法やその運用は毎年確認していかないと我々の無知による不満ばかり募るわけです。会員がスムースな業務を行えるようにするのが栃木県行政書士会であり、業務第２グループにおいても出来る限り貢献していきたいと考えております。

最後に田渕担当副会長より、申請代理権の運用を含めてお礼のあいさつをしていただきました。

その後、同課副主幹　大島登様も参加され県との連絡協議会を行いましたが、かなり具体的なやり取りもあり非常に有意義なものとなりました。

（業務第２ＧＳＬ　秋葉憲司）

今月の表紙：ふれあい館　温水プール

わがまち自慢　　ー下野市ー

下野市は、県中南部、県都宇都宮市と小山市に隣接し、東京から約８５ｋｍに位置する約６０，０００人の都市です。国指定史跡下野薬師寺跡及び下野国分寺・国分尼寺跡など歴史・文化的資源と緑豊かな自然環境を有しています。また自治医科大学・同附属病院が立地し、最先端医療技術の集積と地域医療の充実が図られています。下野市は、「“医”・食・住」を兼ね備えた、歴史のロマン漂う新しいまちです。

【生産日本一！かんぴょう】

全国生産の９７％を占める栃木県のかんぴょう、このうち下野市産は、なんと４６％です。

平成２４年は、かんぴょうが栃木県に伝来して３００年です。かんぴょうふくべをモチーフにした「道の駅しもつけ」のマスコットキャラクター『カンピくん』もＰＲに活躍中です。

かんぴょうふくべ

カンピくん

【大鍋で芋汁３０００食】

１１月１日から開催される「天平の菊まつり」と併せて毎年開催される「天平の芋煮会」。直径２．５ｍの大鍋が登場し秋の味覚が楽しめます。下野市産のかんぴょうをはじめ、地元産の野菜を豊富に使用して作る芋汁はとても美味しく大好評です。ぜひ食べに来てください。

大鍋で作る芋汁

◇天平の芋煮会　とき　１１月４日（日）午前１０時
ところ　天平の丘公園花広場

◇天平の菊まつり　とき　１１月１日（木）～１１日（日）
ところ　天平の丘公園
とき　１１月２日（金）～１１日（日）
ところ　きらら館広場

【天平の花まつり】

天平の丘公園を会場に開催される「天平の花まつり」。約４５０本の八重桜が４月中旬から下旬にかけて咲き誇ります。また、３月下旬から４月上旬にかけて、散る間際に花びらが淡い墨がかった色になり幻想的な姿を見せる『淡墨桜』をはじめ、『滝桜』、『山高神代桜』の「日本三大桜」の花も楽しめます。

淡墨桜

【道の駅しもつけ】

オープン２年目を迎えた「道の駅しもつけ」は、新４号国道線沿いの好立地で年間来場客数は２７０万人を超え、県内トップです。地元の農産物や加工品の販売といった、道の駅本来の楽しみはもちろん、さまざまな専門店が数多くあります。６０種以上の品ぞろえのパン店、地元産いちごを使用するなど絶品ジェラート店、また、昨年のとちぎ元気グルメ選手権グランプリの「しもつけ丼」も大好評です。さらに、今年は「下野スイーツ＆ブレッドグルメフェア」が開催されます。美味しいケーキやパンがお待ちしています。ぜひご来場ください。

◇下野スイーツ＆ブレッドグルメフェア　とき　１１月１７日（土）・１８日（日）
午前１０時～午後４時

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、小山支部の樫村正弘会員の事務所におじゃまさせていただきました。

氏　　名：樫村　正弘（かしむら　まさひろ）
事 務 所：小山市城東１－８－２９
　　大都産業ビル３０２号室
事務所名：アイサイト行政書士事務所
入 会 日：平成２４年６月１日

Q．行政書士会に入会された動機は何ですか？

前職は総合人材サービス会社にお世話になっておりましたが、サブプライムローン問題で日本経済が低迷した時に、会社でリストラがありました。その前が、バブル崩壊当時、日本最大級の経営コンサルティングの会社にいましたが、そこでも数百人大規模なリストラが実行されました。

幸い、私は両社でリストラの対象にはならなかったのですが、将来に対して常に不安でした。不安を解消するために、生涯現役で働ける行政書士の試験を受けることを選択しました。

当初は、サラリーマンを退職後、起業しようと考えておりましたが、昨年、私が就業しておりました人材会社が外資に買収されましたので、この機会に独立しようと一念発起し入会させていただきました。

Q。事務所名の由来は何ですか？

アイサイトは、i（愛）site（場所）であり、eyesight（視界、見る）です。愛を持って皆さんを見守るオフィスと言う意味で、名付けました。

Q．主な業務は何ですか？

行政書士として登録した時に、ある証券会社からセミナー講師の依頼を受けました。そのときのテーマが相続・遺言でしたので、現在それがメインの業務になっております。

これからは、相続・遺言に加え、前職で、訴訟、商標、個人情報保護、在留資格証明、助成金等の企業法務を担当していましたので、それらの経験を行政書士業務として可能な限りで取り入れ、カテゴリーを増やしていくつもりです。

Q．先生のモットーはありますか？

「決して諦めない」が私のモットーで、最近は「夢は逃げない、逃げるのはいつも自分だ」です。

Q．趣味や特技は？

テニスと英会話です。テニスはストレス解消のために楽しみながらやっています。英会話は２０年くらいブランクがありますが、１年前に再開しました。

Q．最後に、今後の抱負をお聞かせください。

前の会社の経営理念が「人にして欲しいことを人にもしなさい」でした。現在の仕事でも、この言葉を常に思い出し、依頼者の要望に対して全力を持って取り組んでいこうと思っております。お客様の心配や不安を軽減することができ、笑顔を取り戻せるような、そんな行政書士を目指します。

樫村会員は、入会してまだ間もない、とおっしゃいますが、ご自分の事務所のコンセプトをしっかりお持ちになっていらっしゃっていると感じました。前職にて企業法務に携わられていらっしゃったとのこと。もっともっと、これまでの御体験談を伺いたい、と思いました。樫村会員、貴重なお話、ありがとうございました。

（小山支局長　渡邉康明）

とちぎ秋まつり
～よみがえる江戸の粋～

栃木支部

人形山車で有名な「とちぎ秋まつり」が、１１月９日（金）～１１日（日）までの３日間、栃木市蔵の街大通りを中心に開催されます。「とちぎ秋まつり」は明治７年、県庁構内（当時栃木町、現在の栃木市）で行われた神武祭典に山車を繰り出し祝ったことに始まります。まつりに繰り出す山車は「江戸型人形山車」といわれ、嘉永元年（１８４８）に創られ、江戸山王祭に巡行していた「静御前」や、人形師・三代目原舟月などの名工たちの手による人形山車が競い合うように繰り出し、町を挙げて開催されるようになりました。当初山車を曳き出す祭典は、改元を祝う式典や市制施行記念祝典の年に限られていましたが、昭和３６年の市制施行２５周年奉祝以来、５年ごとに開催されるようになり、平成１８年からは、現在のような隔年開催となりました。また、平成７年には「とちぎ山車会館」が開館し、定期的に入れ替えをしながら山車３台を常時展示するとともに、ジャンボスクリーンに祭の状況を上映し、音と光で「とちぎ秋まつり」を華麗に再現しています。先日山車会館を見学していた東京から来たという観光客の方も、展示している山車と映像、それにお囃子の音に圧倒されたようで、「これじゃ本物のお祭りを絶対見なきゃ！」と興奮した様子で話していました。

一般的な山車の形式には、鉾（京都祇園祭）、山（博多祇園山笠）、屋台（秩父夜祭り、高山祭、鹿沼秋祭り）などがあり、とちぎ秋まつりの江戸型山車は鉾の形式の一つです。江戸城に入って将軍の上覧に供したことから、江戸城の見張り所の門をくぐれるように、上げ下げが可能な二段上下可変式に作られています。栃木市には旧市内に９台の人形山車があり、山車の最上部に飾られる人形は三国志の英雄「劉備」「関羽」「張飛」や「天照大神」「神武天皇」「静御前」など各町内でも誇れる人形が飾り付けられています。

お囃子には京都祇園祭のような「コンチキチン」という調子のものもあれば「チャカポコ」という調子のお囃子もあります。とちぎ秋まつりのお囃子は各流派（小松流、砥上流など）により若干違いはありますが、一般に五段囃子といわれています。

ここで、まつりの主な見どころを紹介します。

１　江戸型人形山車

何と言っても最大の見どころは人形山車です！　山車の高さは高いものでは８メートルを超えるものもあります。山車を覆う幕は金糸銀糸で刺繍された花、鳥、龍、鳳凰などで、山車ごとに特色のある刺繍が施されています。また、彩色の彫刻、錺金具も見事で、山車はきらびやかに飾られています。江戸末期から明治にかけての美術工芸文化の粋を集めた豪華絢爛な江戸型人形山車は、正に動く芸術品であり、必見です！

２　山車とお囃子の競演「ぶっつけ」

「ぶっつけ」とは、巡行途中の複数の山車が向き合って強烈にお囃子を競い合うもので、巡行一番の見どころです！　各山車を曳く職方の頭（カシラ）同士の申し合わせによってぶっつけが始まります。ぶっつけの時、職方などは提灯を振りかざし、掛け声をかけながらお囃子を盛り上げます。競演は数分間続きます。お囃子の調子のズレた方が負けとなり、道を譲ることになっています。

３　夜の山車まつり

日が落ちた後は、一斉に山車に提灯が灯されます。灯りに照らし出された夜の巡行は、昼とはひと味違った表情となり、幽玄な光景は見るものを魅了します。また、灯が入った手丸提灯や高張提灯を激しく振りながら、お囃子を競い合う夜のぶっつけは、一見の価値があります！

主催者側によると、前回の観客数は、３日間で延べ３３万５千人でしたが、今年は約４０万人を見込んでいるそうです。「とちぎ秋まつり」は隔年開催ですから、今回を逃すと２年後まで見ることは出来ません。今年は是非秋まつり期間中に栃木市に足を運んで、絢爛豪華な山車を眺め、江戸の粋に触れてみてはいかがでしょうか。

「とちぎ秋まつり」は栃木市のホームページに掲載されています。「トップページ」→「観光情報」→「とちぎ秋まつり特設ホームページへ」と進んでいただければ、まつりの詳細を確認することができます。　（支局長　白石博章）

〈取材協力〉栃木市秘書広報課、商工観光課
〈参考文献〉栃木の江戸型山車　太田義男著
とちぎの屋台と山車　池田貞夫・黒崎孝雄著

支 局 情 報

【宇都宮】

第３回宇都宮支部理事会開催

９月２１日（金）１３：３０から行政書士会館２階にて、第３回宇都宮支部理事会が行われた。

第１号議案として各部より事業活動の報告がなされた。

◎総務経理部

会員の親睦を図るために事業として、ボウリング大会の実施が報告された。

１０月１３日（土）開催予定

◎業務指導広報部

過去の研修会の報告と今後の研修会予定について説明があった。

会員へのアンケートで要望の多かった内容を今後、研修会として実施するかどうか話し合った。内容をよく吟味した結果、「土地関係」については実施し、「相続税と贈与等」については実施しないこととなった。

◎制度推進部

行政書士制度広報月間に協力県警機関団体への要請文書とポスター等の配布への協力依頼がなされた。

その他として、知的資産経営報告書の導入について市担当者との意見交換会がなされたこと、市民公開講座への協力依頼があったことなど報告があった。

今後も支部会員のために有意義な活動をおこなっていければと思う。第１号議案は満場一致で可決されて閉会となった。

引き続き、日政連宇都宮支部の幹事会が行われた。第１号議案として「支部だより」の発行について、市長を囲む会の報告、知事を囲む会の報告がなされ、満場一致で可決されて閉会となった。

（支局長　竹島尚子）

【栃木・小山】

栃木・小山支部　合同情報交換懇談会開催

８月３１日（金）栃木駅前の「國學院大學栃木学園教育センター」において、栃木・小山支部合同情報交換懇談会が開催されました。本懇談会は、通常の研修では得られない実務の問題点を会員同士がフリートークして、最新の情報交換を行うことを目的に開催され、昨年に続いて２回目になります。

①土地、②建設業、③入管、④相続・遺言・贈与、⑤その他、のテーマに関して、それぞれの実務者から実務における問題点など生の声を聞くことができ、中身の濃い有意義な懇談会となりました。参加者は両支部併せて３２名でした。

なお、今回会場となった「國學院大學栃木学園教育センター」は、同学園の学生・生徒・卒業生などの教育研究施設として、２００４年にオープンした施設です。インターネットカフェや個人学習ブース、図書館分室、絵画ギャラリーなどを備

えています。また、将来的には公開セミナーなども開催予定で、広く地域文化の向上発展と活性化への貢献を目指しているそうです。
「懇談会は是非アカデミックな会場で」という松本栃木支部長の思いが、同センターによる懇談会を実現させました。
　快く会場を提供していただいた同学園の関係者の皆様方に、この誌面をお借りして厚くお礼申し上げたいと思います。

（支局長　白石博章）

【小　山】

秋の交通安全市民総ぐるみ運動

　９月２１日（金）小山市の羽川交差点にて、「秋の交通安全市民総ぐるみ運動」の一環といたしまして、街頭啓発チラシ配布活動に、小山支部会員で参加して参りました。

　これは、恒例ともいえる活動でありまして、市民一人ひとりに交通安全思想の普及･浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、道路交通環境の改善を推進して交通事故防止の徹底を図る、という趣旨の活動です。
　次第に、暗くなる時間が早くなっております。しかし、忙しく様々に行動していると、つい急いでしまったりもします。どうか気を付けて、自動車の運転等していきたいものです。

（支局長　渡邉康明）

【那　須】

那須支部　福島県南支部　交流宿泊研修会開催

　９月１日（土）午後２時３０分から、福島県の泉崎カントリーヴィレッジにおいて、那須支部と福島県南支部との合同研修会が開催されました。今回の合同研修会は、福島県南支部からのお誘いということで、昨年那須での研修会に引き続き２回目の実施となりました。

　研修会は、福島県南支部の吉田好男会員に講師をお願いし、「相続と生命保険」というテーマで行われました。主に「生命保険で相続問題に対処する」ということで、生命保険の効果的な活用は、遺産分割がしやすくなる､納税資金の準備になる、相続税の負担が軽減されるなど、誰にでも起こりうる相続問題の対策の一つとして、有効であることをご説明下さいました。
　ただし、死亡保険金については、契約者、被保険者、受取人の関係で、課税の種類が異なることや、今後、税法上での非課税となる金額等の改正も考えられるため、注意も必要です。
　相続への備えとして、依頼者に提案する選択肢を増やすためにも､『遺言書』の他に、今回のテーマの生命保険や二次相続についての対策等、幅広く知識を得ておく必要があることを改めて感じました。
　研修会終了後は懇親会が行われ、各々が情報交換を行いました。お隣の県で距離的にもそれほど離れていない２つの地域でも、異なることが様々ありました。他県会の会員と交流する機会は少ないため、大変充実した時間となりました。今後も可能な限り、県内外を含め、他支部等との交流や情報交換を行うことは、支部活動の上でも、各会員が業務を行っていく上でも、必要ではないでしょうか。

（支局長　冨田倫子）

栃木県行政書士会カレンダー（１１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	木	行政書士試験監督員説明会	14:00~16:30	栃木県行政書士会
2	金	総務部会	13:30~	総務部
5	月	申請取次届出済証明書交付式	13:30~	申請取次行政書士管理委員会
		行政書士試験監督員説明会	14:00~16:30	栃木県行政書士会
7	水	足利市市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
8	木	中小企業経営セミナー	13:30~	業務第３グループ
10	土	自動車登録研修会	13:30~	業務第１グループ
11	日	行政書士試験		
12	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
		編集会議	13:30~	広報部
13	火	登録説明会	10:00~	総務部
		成年後見特別委員会	13:30~	成年後見特別委員会
		成年後見研修会　第１回	13:30~16:40	成年後見特別委員会
14	水	ＴＩＡ無料相談会	10:00~	業務第４グループ
		国際業務相談事例研究定例会	13:30~	業務第４グループ
		業務第４グループ会議	15:00~	業務第４グループ
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
16	金	新入会員オリエンテーション	10:00~	総務部
17	土	無料相談会（於：ゆめプラザ那須）	10:00~15:00	那須支部
19	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
20	火	アサーティブ・コミュニケーション　第２回	13:00~17:00	ADR 特別委員会
21	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
22	木	行政書士専門相談（於：ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
		成年後見研修会　第２回	13:30~16:40	成年後見特別委員会
25	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
26	月	サーバーWG	13:30~	
27	火	法定業務研修「遺言・相続・遺産分割」第４回	13:30~16:30	業務第５グループ
28	水	登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
		研修会「都市計画法および開発行為申請手続きについて」	13:30~15:00	業務第２グループ
30	金	グループリーダー会議	15:00~	業務部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
705	H24.9.4	ＡＤＲ事業推進等に関するアンケートについて（協力依頼）	
715	H24.9.4	「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の様式改訂に伴う無償差し替えについて	
709	H24.9.7	平成24年度9月分　会費納入について（お願い）	
731	H24.9.7	本年9月末における行政書士登録申請書等の取扱いについて(お願い)	
	H24.9.7	月刊日本行政11月号(№480）の原稿予約と提出締切について	
759	H24.9.11	平成24年度　会長会における昼食について	
775	H24.9.14	中小企業経営力強化支援法施行に伴う経営革新等支援機関の認定について(お願い)	
779	H24.9.14	軽自動車の自動車検査証に印刷された二次元バーコードの格納内容の変更について	
781	H24.9.14	会員の処分事例等の提供について（回答）	
773	H24.9.14	理事会議事録の送付について	
792	H24.9.21	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて（お願い）	
事務連絡	H24.9.21	平成24年度全国研修＜11月期＞プログラム	
事務連絡	H24.9.21	2013年版行政書士手帳用　各単位会所在地のご確認について	
	H24.9.25	平成24年度　特別研修＜行政不服審査法＞プログラム（案）	
813	H24.9.28	不正商品対策協議会（ＡＣＡ）広報ポスターの送付について	
815	H24.9.28	平成24年度コンプライアンス研修②のＤＶＤの送付について	
823	H24.9.28	犯罪被害財産支給手続の周知について	
825	H24.9.28	「森林の土地の所有者届出制度」の制度周知チラシについて	
838	H24.9.28	中小企業庁より事業承継パンフレットの送付について（お願い）	
839	H24.9.28	平成25･26年度 入札参加資格審査申請のインターネット一元受付テストランについて	

正副会長の動き

日　時		行　事	出席者	内　容・場　所
9/ 1(土)	11:00～	上野通子と語る会	小林	宇都宮グランドホテル
	14:00～	船田政治大学	会長	大晃
9/ 3(月)	15:00～17:00	関地協会長会	会長	東京会合同相談センター
	15:30～17:00	三士会	田渕	三士会無料相談会について

9/ 4(火)	9:00～11:00	総務部会	会長、青木	下期の事業について
	11:00～12:00	暴力団排除対策委員会	全員	今年度の事業について
	13:30～15:00	支部長兼三役会	全員	行政書士広報月間について等
9/ 5(水)	13:30～17:00	業務第５グループ会議	小林	金融機関の訪問について
9/ 8(土)	6:00～22:00	福利厚生旅行		仙台、塩釜、松島
9/10(月)	13:30～15:45	編集会議	押野	行とち９月号の校正等
9/11(火)		行政書士試験センター評議員会	会長	行政書士試験センター
	12:00～13:30	六団体連絡協議会	手塚、小林	建築士事務所協会
9/12(水)	13:00～	神奈川会国際部研修会	押野	産業貿易センタービル
	16:00～17:00	会費滞納者対応	小林	会員宅訪問
	18:00～	軽自動車協会との連絡会	会長、手塚、小林	陽南荘
9/14(金)	14:00～	車庫証明申請宇都宮センター総会	会長	エピナール那須
	18:00～	石森久嗣国政報告会	青木	アピア
9/20(木)	15:00～	県農政部農政課との業務連絡会	田渕	農地法業務について意見交換
	13:30～	日行連　平成 24 年度会長会	会長	伊勢志摩ロイヤルホテル
9/21(金)	14:00～17:00	関地協国際業務連絡会	押野	日行連地下講堂
9/24(月)	19:00～	さとう栄一拡大役員会	会長、青木	護国会館
9/25(火)	9:00～12:00	サーバーWG	田渕	サーバー構築について
	11:30～12:00	暴力団等排除対策委員会	会長	顧問との打合せ
9/27(木)		行政書士とちぎ寄稿依頼	押野	上三川町役場
9/29(土)	11:30～	自民党第二選挙区会議	会長、青木	大晃
9/30(日)	10:00～15:00	三士会無料相談会	田渕	那須、宇都宮、栃木

平成２４年福利厚生旅行（仙台・塩釜・松島）について ～総務部より～

当会ＨＰ会員専用「各種データ」→「その他」に福利厚生旅行の写真を掲載しました。

軽自動車の自動車検査証に印刷された二次元バーコードの格納内容の変更について ～日行連より～

今般、軽自動車検査協会業務部電算管理室より、軽自動車の自動車検査証等に印刷された二次元バーコードの格納内容について、平成２４年１０月より変更となる旨の連絡が別紙のとおり参りましたので、ご連絡いたします。

今回の変更は、希望番号か否かを判別可能とするために、二次元バーコードのうち、コード２の中で「標板の枚数・大きさ」と「バージョン番号」を変更するものです。

【別　紙】

二次元バーコードの格納内容の変更のお知らせ

（平成２４年９月１１日付／軽自動車検査協会業務部電算管理室長）

※別紙につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」に掲載しております。

中小企業経営力強化支援法施行に伴う経営革新等支援機関の認定について（お願い）　～日行連より～

本年２４年８月に施行された「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」について、日行連会員ＨＰにてお知らせしておりました各地方経済産業局による制度の説明会資料を入手いたしましたので別添のとおりお知らせいたします。

同法の施行は、中小企業の経営力の強化を図るため、既存の中小企業支援者、金融機関、税理士等の支援事業を行う者を経営革新等支援機関として認定し、支援事業の担い手の多様化・活発化や海外展開に伴う資金調達の支援強化を目指すものです。

経営革新等支援機関の認定基準については、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること、専門的見地から財務内容等の経営状況の分析等の指導及び助言に一定程度の実務経験を有すること、長期かつ継続的に支援業務を実施するための実施体制を有すること等が挙げられ、専門的な知識や実務経験については、中小機構の研修（能力値研修・経験値研修）を受講し、試験に合格することで補完することも可能とされています。

また、行政書士については、経営革新計画等の主たる支援者として３件以上の認定を受けた計画策定に関与していることが求められ、実績が不十分な場合は能力値研修の受講が必要となっています。

なお、日行連会員ＨＰへ関連情報を掲載いたします。

【別　添】
○中小企業経営力強化支援法について（平成２４年８月　中小企業庁）
○記載例について
・１．認定申請書について
・事務所の所在地等
・中小企業経営力強化支援法における経営革新等支援機関の認定申請登録シート（関東経済産業局）
○経営革新等支援機関の認定制度について【ＦＡＱ集】
○中小企業の皆様へ（中小企業庁新事業促進課）
※別添資料につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」に掲載しております。

埼玉県水源地域保全条例に基づく森林の土地取引の事前届出制度について（依頼）　～埼玉県農林部長より～

本県では水源地域の保全に関し、森林の土地取引の事前届出制を柱とした埼玉県水源地域保全条例を本年３月２７日に公布し、４月１日から関係者の責務や水源地域の指定手続き等について施行してきたところです。

このたび、同条例に基づく森林の土地取引の事前届出制が本年１０月１日から施行されますことから、届出制度の内容についてのＰＲチラシを別添のとおり作成しました。

本届出は本県内外にお住まいの方で、本県の森林の土地所有者等が対象となりますことから、このたびＰＲチラシを送付させていただきました。

また、条例の詳しい内容につきましては、埼玉県ホームページで「埼玉県水源地域保全条例」と検索いただき、ご覧いただけます。なお、内容等につきまして御不明なところがございましたら、下記担当あて御連絡ください。

担当：埼玉県農林部森づくり課森林企画担当　荒木・吉田
電話：０４８－８３０－４３１２　　ＦＡＸ：０４８－８３０－４８３９

※ＰＲチラシにつきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」に掲載しております。

日行連の知的財産講座を受講

業務部第３グループは、去る９月１５日（土）、日行連の知的財産講座に参加した。名称は「知的財産」となっているものの、内容は、初心者向け知的資産経営報告書の講義２コマと各種価値評価法１コマ（上級編）という、「知的資産」に関するものである。

混同されがちであるが、「知的財産」と「知的資産」は別の概念であって、後者が前者を包摂する関係にある。「知的財産権」＜「知的財産」＜「知的資産」となる。具体的には知的財産権は、特許・著作権等、知的財産になると、企業ブランドや、営業秘密等が含まれ、さらに、知的資産には役員・従業員個人の人脈や技能、組織力、顧客とのネットワーク等が含まれる。用語の使用に注意されたい。以下は、筆者なりの講義の要約及び分析である。

Ⅰ　早速、第１限目の知的資産経営報告書の入門講義について説明する。知的資産の概念については、上記に述べさせていただいた。では、知的資産経営という視点がなぜ必要なのか。それは、現在の経済構造の転換にある。すなわち、①従来の企業の競争優位の主たる源泉、②重要な経営資源のシフト、③生き残りの困難激化、④他社との差別化などから説明される。

①従来の企業の競争優位の主たる源泉

従来企業は物的な生産手段のみに目を向け、金融機関は融資の担保として土地・建物の評価を重視してきた。競争優位の主たる源泉は、物的なものであった。

②重要な経営資源のシフト

上記に対し、企業の競争力の主たる源泉が、ビジネスモデルや技術、得意先との関係性などにシフトした。安売り合戦などは、企業の資金体力に依存した競争であり、価格競争は今や限界なのだ。今流行のファストファッションは、価格のみで成功しているものではなく、経営戦略（知的資産）が功を奏しているのである。

③生き残りの困難激化

重要な経営資源がシフトした理由は、企業を取り巻く外部環境が悪化していることも挙げられる。デフレ、円高、マーケットの低迷、増税、スピード感のない国政などなどネガティブ因子を挙げれば枚挙に暇がない程だ。従来の物的資産のみの力業では生き残れない状況となり、知的資産が注目される事となる。

④他社との差別化

上記外部環境から考えれば、企業が物的資産以外で差別化を求め始めたのは必然と言える。※企業が、物的資産の拡大（差別化）を図るのは当然である。

次に知的資産経営報告書とは何か。財務諸表には表れない、中小・ベンチャー企業の真の価値（非財務情報）を外部に伝達するツールである。そのメリットは、主に①企業の将来利益への信憑性の向上、②従業員の仕事と企業価値との繋がりの明確化による士気向上、③取引先の信用度向上、④経営資源の最適配分の実現、⑤ステークスホルダーへの成長可能性アピール、⑥資金調達力の向上の６つにある。また、同書面作成にあたっては、詳細な外部環境と自社の分析をすることから、マネジメント陣は自社のポジションを明確に把握することが可能となる。

以上から、同書は、出口戦略（注１）の議論される中小企業の一筋の光となるものである。

Ⅱ　次に第２限目の知的資産経営報告書の作成演習を説明する。作成プロセスは以下の通り。

１．会社概要ヒアリング

↓

２．ワークブック作成

↓

３．報告書に纏める

ヒアリング及びワークブックでの項目は、「ａ企業理念などの全体像」、「ｂ事業概要、製品」、「ｃ市場（外部）環境」、「ｄ過去から現在までの事業展開」、「ｅ自社の強み」「ｆ現在から将来の事業展開」などを聴取、記録し、それらの事情を元に報告書を作成する。最初は作成例を参考にしてイメージを掴むと良いだろう。

Ⅲ　最後に知的財産に関する価値評価法について。コスト法、マーケット法は従来の算定方法であり、必ずしも現在の価値を正確に算定するものではない。そこで、収益資産の価値を評価する収益還元法の一つであるＤＣＦ（Discounted Cash Flow）法を知的財産の価値評価に適用することが提唱されている。ＤＣＦ法とは、将来キャッシュフローを資本の機会コストにより割り引いて積算し、現在価値とする手法である。知的財産の評価手法の詳細については、講師の鈴木公明准教授のＨＰ（注２）を参考にして、各自専門書等で理解を深めて頂きたい。　（業務第３Ｇ　久我臣仁）

※（注１）出口戦略とは、中小企業金融円滑化法の延長終了にあたっての中小企業支援政策を意味する。

※（注２）http://www.geocities.jp/icmanage/

第２回ゴルフ愛好会ゴルフコンペ　開催のご報告

去る９月１１日（火）、猛暑でありましたが、若い会員も含め愛好者精鋭１１名の参加でさくら市にある大日向カントリー倶楽部でゴルフコンペを開催させていただきました。

参加者の皆様は日頃の行政書士業務もさることながら、ゴルフの腕前もかなり高く、正に「遠くへ正確に目標に向かってボールを飛ばす」技は相当なものであります。

新ペリアのハンデに恵まれたこともあって今回は私が優勝となりましたが、再度やりなおせばどんな順位になるか判らないほど、実力は拮抗しておりました。それはニアピン賞を金子幸夫会員（栃木支部）、ドラコン賞を大瀧清一会員（芳賀支部）という結果の表にない方が獲得したことからもお分かりになられるかと思います。

参加者の「また、次回も・・・」との心意気を察し、また企画したいと思います。どうぞ会員の皆々様のご参加を歓迎申し上げます。

結びに、参加していただいた皆様のご協力に感謝申し上げます。　　（報告者　青木勇夫）

愛好会ゴルフコンペ結果（新ペリア・トリプルボギーカット）

賞	氏名（支部）	グロススコア	ハンデ	ネットスコア
優　勝	青木勇夫（栃木支部）	93(東 44,中 49)	19.2	73.8
準優勝	綾部一成（栃木支部）	96(東 49,中 47)	21.6	74.4
第３位	山本　護（佐野支部）	84(東 45,中 39)	8.4	75.6

労働局委託事業　栃木県最低賃金総合相談支援センターからのお知らせです。

栃木県で働くすべての方へ。

最低賃金

栃木県のこれまでの最低賃金　700円

705円　**時間額**

［発効日］平成２４年１０月１日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。**詳しくは、栃木労働局賃金室（028－634－9109）**又は、最寄りの**労働基準監督署**にお問い合わせください。

交差点　車庫証明申請宇都宮センター定期総会開催

９月１４日（金）ホテルエピナール那須において平成２４年度の定期総会が開催された。

会員総数４３名のところ、１９名が出席（委任状出席１５名）し、来賓に須永威栃木県行政書士会会長、宮嶋幸雄運営協議会会長、岸清美宇都宮支部長を迎えた。議長の齋藤裕会員による議事進行により全議案が可決承認された。その他、今後の広告活動や、センターの適正運営のための規程設置等についての報告があった。

なお、今回は役員改選が行われており、新役員は次のとおりである。

センター長	渡邊　眞	
副センター長	小林幸雄	田代昌宏
理　　事	糸井啓明	齋藤　裕
	嶋崎チイ子	深見　史
	松野文武	
監　　事	遠藤美代子	高橋江美

また、顧問に岸宏会員、相談役に諏訪利夫会員、鈴木康夫会員、最高顧問に福田富一会員の就任が提案され、承認された。

（副センター長　田代昌宏）

KOMOREBI　木もれび

私の住んでいる地域は、日光市の東端に位置し宇都宮市に隣接した純農村地帯です。

９月上旬、地元の小・中学校の合同運動会が行われこの運動会に３人の孫が出場するので応援を兼ねて見学に行きました。私が在学していた５０数年前は１学年１００人前後の生徒がいたので２学級あり運動会は、小・中学校別に行われていました。

経済の高度成長等により、地域の基幹産業であった農業から他産業に従事する人が増加したため、人口は減少し少子高齢化が進展してしまいました。その結果、現在の小・中学校は、生徒数が１学年３０人前後で５０数年前の「３分の１」以下となり、出場種目などの関係から合同運動会を行うようになったそうです。

当日は、好天に恵まれ残暑は厳しく最高気温は３３度となりました。この暑さの中、出場選手は個人競技の「障害物競争・駆け足」・団体競技の「綱引き・玉入れ・ボール運び等」その他地元に伝わる関白流獅子舞を模写した獅子舞体操等が行われ無心に競技に取り組む姿に感動しました。特に学年毎に選抜された選手による「紅白リレー」は選手も応援する父兄も会場が一体となり熱気を帯びた迫力あるムードとなりました。

父母を始め私達大人は、元気に頑張っている子供達が健やかに成長できるよう生活環境の整備に努めなければなりません。放射能による学校の安全・安心を確保するため、現在、小学校の校庭の除染が行われています。

先日、国（環境省）より放射性指定廃棄物の最終処分場の候補地に矢板市の国有林が提示されましたが、地元の自治体は強く反発、拒否する運動を行っております。

最終処分場ができないと各地で行われている学校等公共施設の除染による廃棄物も処理できず安全・安心できる環境とはなりません。何れは・何処かに・造らなければならない施設です。一日でも早くこれら課題を解決し次代を担う子供達が「安全・安心」できる生活環境にしたいものです。

（日光支部支局長　手塚志郎）

研修詳細

自動車登録研修会

業務部第１グループ主催

○開催日時　平成２４年１１月１０日（土）１３：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　自動車登録に関する研修会です。初心者からベテランまで対象です。
○対 象 者　会員及び補助者
○講　　師　栃木県行政書士会　会員
○受 講 料　５００円

研修詳細

アサーティブ・コミュニケーション　第２回

ADR 特別委員会主催

○開催日時　平成２４年１１月２０日（火）１３：００～１７：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　アセスメントミーティング（紛争解決手段）の１つに、アサーティブ・コミュニケーションという手法があります。これは、自分も相手も尊重した上での自己主張・自己表現の方法を学ぶことによって、より良い人間関係を築いていこうとのものです。メディエーション・傾聴トレーニングに続いて、アサーティブ・コミュニケーションを学び、更なるスキルアップを図り、ＡＤＲだけに留まらず、広く日常業務に生かしていただければ幸いです。
○講　師　行政書士　土方　美代
○受講料　５００円

～業務部第５グループより～

１１月の「遺言・相続・遺産分割」法定業務研修会

全４回で実施しております「遺言・相続・遺産分割」法定業務研修会の１１月の開催は、予定通り以下の日程で実施します。受講者の方はテキストを忘れずにご参加下さい。

○１１月の日程、内容、時間

実施日	該当回（全１２時限）	科目（内容）	時間
２７日（火）	１０時限目	相続に関するその他の知識	13:30～14:30
	１１時限目	相続にかかわる名義変更手続	14:30～15:30
	１２時限目	効果測定	15:30～16:30

※場所は行政書士会館２階会議室。※途中回からの申し込みは受け付けておりません。

研修詳細

都市計画法および開発行為申請手続きについて

業務部第２グループ主催

○開催日時　平成２４年１１月２８日（水）１３：３０～１５：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　都市計画法および開発行為申請手続きについて
○講　　師　栃木県県土整備部都市計画課
○テキスト代　５００円

●広報部よりお知らせ●

土地利用関係業務取扱い行政書士名簿作成について

この度、広報部制度推進グループでは、業務推進を図るために、土地利用関係業務取扱い行政書士名簿を作成することとなりました（**今年度中**を予定）。

土地利用業務は広範に亘り、しかも深浅がありますので、その区分には苦慮致すところでありますが、以下のように区分し、ＰＲに努めたいと考えております。

①設計資格者（都市計画法第３１条の規定する設計資格者）
②実務経験者（都市計画法、農地法別実務経験年数等を表示）
③研修会修了者（次の業務部第２グループ主催研修会を**３回**全て修了した者）

平成 24 年 10 月 24 日(水)	土地利用研修会②　市街化調整区域の開発行為
平成 24 年 12 月 14 日(金)	土砂の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止条例研修会
平成 25 年　1 月 25 日(金)	土地利用研修会③　土地分譲の開発行為

※「①設計資格者」「②実務経験者」での掲載を希望される場合は「③研修会修了者」向け研修を受ける必要はありません。今月号は対象研修の募集はありません。

その他、他の資格保有状況（土地家屋調査士・測量士・建築士・司法書士等）も掲載予定です。

なお、この名簿は希望者のみの掲載とし、作成した名簿は会のＨＰ等に掲載し、業務開発の啓発活動等に利用する予定です。掲載申込の募集は対象研修会が全て終了した後となります。ご協力をよろしくお願い致します。

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食 ¥500 程度
11／10	**自動車登録研修会**	500 円	11/7		—	—
11／20	**アサーティブコミュニケーション 第2回**	500 円	11/16		—	—
11／28	**都市計画法および開発行為申請手続きについて**	無料	11/22		500 円	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

～成年後見特別委員会より～

「成年後見研修会」開催のお知らせ

11 月から来年３月まで全 10 回の予定で、成年後見研修会を開催致します。

・全 10 回の受講で基礎から実務、事例まで学べます。

・研修で使用するＤＶＤは(社)コスモス成年後見サポートセンターで製作した全国統一の内容です。

・10 回の研修後実施する効果測定に合格すると、個人で(社)コスモス成年後見サポートセンターに入会できます。

○日程、内容、時間

実施回	研修日 （平成 24 年～25 年）	科目（内容）	講義 時間	開始時刻 終了時刻
第１回	１１月１３日（火）	行政書士と成年後見活動（倫理）	3	13:30～16:40
第２回	１１月２２日（木）	成年後見制度概論	3	13:30～16:40
第３回	１２月１１日（火）	法定後見制度の基礎と実務	3	13:30～16:40
第４回	１２月２５日（火）	任意後見制度の基礎と実務	3	13:30～16:40
第５回	１月　８日（火）	財産管理の実務	1.5	13:30～15:00
		身上監護の実務	1.5	15:10～16:40
第６回	１月２２日（火）	認知症に関する基本理解	1.5	13:30～15:00
		知的障がい及び精神障がいに関する基本理解	1.5	15:10～16:40
第７回	２月　４日（月）	高齢者福祉の基礎	1.5	13:30～15:00
		障害者福祉の基礎	1.5	15:10～16:40
第８回	２月２１日（木）	成年後見制度に関わる諸制度	3	13:30～16:40
第９回	３月　５日（火）	法定後見事例研究	3	13:30～16:40
第 10 回	３月１９日（火）	任意後見事例研究	3	13:30～16:40
効果測定	３月２６日（火）	効果測定（テスト）	1	13:30～14:30

※第１回目（11/13）のみ、開講式と研修会の説明を 13:00～13:30 に実施するため、13:00 に集合願います。

○会　場＝栃木県行政書士会館２階会議室

○講　師＝神奈川県行政書士会　粂 智仁　講師（ＤＶＤでの講義）

○受講料＝１３，０００円（30 時間の研修＋テキスト代（全 334 頁）＋効果測定料）。

第１回の研修日（１１月１３日）に徴収致します。テキストもその日に配布します。

※平成 21 年度以前に栃木会で実施した成年後見研修会（初級・中級）を修了されている方もコスモス成年後見サポートセンターに入会するには、この研修を修了する必要があります。

○申込み＝下記の申込書に必要事項を記入の上、事務局宛にＦＡＸでお申し込み下さい。

申込みは１０月３１日（水）まで。テキスト発注の都合で締切日以降は受付不可。
また、途中回からの申し込みは受け付けていません。

（申し込み締切日＝10/31・FAX 送信先＝028-635-1410）

「成年後見研修会」（H24.11～）参加申込書

平成　　年　　月　　日

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　会員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 24 年 9 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	塩　那 石川　文雄	H24. 9. 15	329-1311	さくら市氏家 2409	028-682-2013	
	宇都宮 大貫　義久	H24. 9. 15	321-0935	宇都宮市城東 2-2-16 たいようビル２階	028-634-8880	
	那　須 蜂巣　　悟	H24. 9. 15	329-2735	那須塩原市太夫塚 2-199	0287-36-3355	

【退　会】渡邉　重四会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
那　須	渡邉　重四	H24. 8. 24	死　亡	那　須	蜂巣　榮	H24. 9. 30	廃　業

【変　更】＊市町村合併に伴う変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇都宮	大澤　俊雄	事務所	宇都宮市宮の内 2-804-22
日　光	福田　　豊	＊事務所	日光市板橋 170-2

建設業許可申請の手引（平成 24 年度版）が届きました

栃木県県土整備部より、上記手引が届きました。ご希望の方は、事務局の窓口に置いてあります。数に限りがあります。ご了承ください。
なお、郵送ご希望の方は、行政書士とちぎへの同封とさせていただきますので、会員専用ＨＰに掲載の申込書でお申し込み下さい。

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（９月）	０名
更新申出（９月）	２名
他単位会からの移動による増加	１名
有効期限切れ（８月末）による減少	２名
申請取次行政書士（９月末現在）	９６名

編集後記

時々「行政書士って何をする人？」と聞かれることがあります。稀に某テレビドラマや原作の漫画の影響か業務について誤解されている方から問い合わせがあることもあります。

今月は行政書士制度広報月間です。行政書士の存在をアピールし、広く一般の方に業務について理解されるようご協力をお願いいたします。

（広報部理事　倉持 友弘）

行政書士とちぎ 10 月号 №430

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士だより 2012. 10
平成24年10月15日発行　第430号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター　028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん